

## 第3章 市全域におけるバリアフリー化の促進

移動等円滑化促進地区において、面的・一体的なバリアフリー化を促進するとともに、市全域においても、関連する調布市の各取組と連携し、ハード・ソフト両面からバリアフリー化を進めることが重要です。

第2章は、移動等円滑化促進地区内のバリアフリー化の促進について示したのですが、その他、バリアフリー化の促進のために必要な市全域での取組について以下に示します。

### 1 心のバリアフリーの促進

心のバリアフリーとは、様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うことであり、「障害のある人への社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「障害の社会モデル」を理解すること」、「障害のある人（及びその家族）への差別（不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供）を行わないよう徹底すること」、「自分とは異なる条件を持つ多様な他者とコミュニケーションを取る力を養い、すべての人が抱える困難や痛みを想像し共感する力を培うこと」が重要です。

マスタープラン及び基本構想が策定され、特定事業等が実施されることで、旅客施設や道路等のバリアフリー化が進みます。しかし、施設がバリアフリー化されても、歩道上に不当に物が置かれ、歩行空間が狭められるなどの運用時の課題が残ることから、高齢者、障害者等の移動や施設利用を妨げない取組が必要です。

また、近くにいる人の手助けや一声が、高齢者、障害者等にとって頼りになる場合もあり、市民一人ひとりが「心のバリアフリー」について理解し、行動することが必要です。

さらに、公共施設や飲食店、病院等においても、身体障害者補助犬使用者の受入拒否<sup>※1</sup>を行わないなどの適切なサービスを提供できるよう施設設置管理者等による障害理解や適切な人的対応等について、職員、従業員等に教育するとともに、高齢者、障害者等が利用しやすいよう施設・設備の充実が求められます。

バリアフリー法では国民の責務として、高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性について理解を深めるとともに、公共交通機関を利用して移動するために必要となる支援、高齢者障害者等用施設等の円滑な利用を確保する上で必要となる適正な配慮その他の円滑な移動及び施設の利用を確保するために必要な協力をすることが求められています。

調布市では、共生社会の実現に向け、「パラハートちょうふ」のキャッチフレーズを掲げ、市民に心のバリアフリーの促進に協力いただけるよう啓発に努めるとともに、不特定多数の利用が見込まれる施設の施設設置管理者等に、より利用しやすい環境づくりの推進に協力いただけるよう、積極的に働きかけていきます。

また、基本構想では調布市が主体となり、「教育啓発特定事業」及び「人的対応・接遇に関する事業」を位置付け、市全域における心のバリアフリーの促進に取り組んでいきます。

※1 公共施設をはじめ、飲食店、病院、宿泊施設など、様々な場所で身体障害者補助犬を受け入れることは、「身体障害者補助犬法」で義務付けられています。

---

## 2 情報提供におけるバリアフリー化の促進

---

高齢者、障害者等の円滑な移動を確保するためには、施設や道路のバリアフリー化を行うとともに、施設等のバリアフリーに関する情報の提供や情報アクセス、コミュニケーション支援が重要です。

調布市では、市民の外出時の利便性向上と地域における障害理解の促進を目的として、「調布市バリアフリーハンドブック」を作成し、市内の公共施設のほか、医療施設や商業施設など幅広く施設のバリアフリー状況を取りまとめています。

情報アクセスに関しては、高齢者・視覚障害者等が調布市ホームページを閲覧する際の配慮として、ホームページの内容を音声で読み上げる機能や文字サイズ・背景色を変更することができ機能を導入しています。

また、市報発行時には「声の広報」による情報発信を行うとともに、説明会等の開催時には、視覚障害者、聴覚障害者への配慮として音声情報、点字情報の提供や手話通訳を実施しています。

コミュニケーション支援では、市内施設の案内所等において、筆談具やコミュニケーションボードを設置し、市役所（障害福祉課）窓口には手話通訳者の配置を行っています。

調布市では、これらの取組を市全域に展開するとともに、情報の充実、多様な利用者に対応した情報提供などに取り組んでいきます。さらに、「調布市公共サイン整備ガイドライン」の考え方にに基づき、旅客施設や周辺施設等の情報について、多様な利用者に対応した案内板や案内サインの整備を促進します。

---

## 3 学校におけるバリアフリー化の促進と通学路の安全対策

---

令和2年のバリアフリー法の改正により、バリアフリー基準適合義務の対象となる施設（特別特定建築物）に公立小中学校等が追加されました。新築等される公立小中学校等については、改正後の法令への対応が必要となり、既存の当該建築物についてもバリアフリー基準適合の努力義務が課せられることとなります。

調布市では、以前より「調布市福祉のまちづくり条例」にて、学校をバリアフリー基準適合義務の対象としており、バリアフリー化を推進してきました。引き続き、エレベーターや車いす使用者用トイレの未整備などのバリアフリーにおける課題がある学校について、大規模改修や建替えに合わせて整備を進めていきます。

また、通学路の安全性向上に向けて、学校、地域住民、道路管理者、警察等による通学路の合同点検及び意見交換を実施しており、学校のバリアフリー化だけでなく、地域住民や関係事業者と協力した交通安全教育や通学路の安全対策についても取り組んでいきます。

---

## 4 施設整備に伴うバリアフリー化の促進

---

マスタープラン及び基本構想において、移動等円滑化促進地区に指定されなかった地域や特定事業等が位置付けられなかった施設等においても、各施設設置管理者が「バリアフリー法の責務」や「調布市福祉のまちづくり条例」等の法令や基準等に基づいて、バリアフリー化のために必要な措置を講ずるよう努めることが重要です。

また、飲食店や診療所等の小規模施設についても、調布市福祉のまちづくり条例にて、出入口やトイレに関する遵守基準を設けており、新設や改修の際には基準を遵守しなければなりません。

そのため、市全域のバリアフリー化に向けて、施設整備や改修等の事業機会を捉え、第2章で示したバリアフリー方針に留意した取組等を検討するよう、施設設置管理者に働きかけていきます。

また、小規模施設等における助成について検討するとともに、十分な幅員が確保できない歩道について、沿道敷地内での通行スペースを確保するなど、沿道敷地と連携した快適な歩行空間の形成についても、市全域で推進します。

---

## 5 自転車に関する取組の促進

---

視覚障害者や聴覚障害者からは、歩道上を通行する自転車の危険性が指摘されており、接触により白杖が折れた経験をした人も多くいる状況からも歩行者と自転車を構造的に分離することの必要性が高まっています。

調布市では、「調布市自転車ネットワーク計画」や「調布市自転車等対策実施計画改定版」を策定し、自転車走行空間の整備や放置自転車対策、駐輪場の整備等を推進するとともに、自転車利用のルールやマナーの向上を図るため、「みんなに優しい自転車の安全利用宣言」や「自転車安全利用五則」の周知・啓発に取り組んでいきます。

---

## 6 障害者スポーツに関する取組の促進

---

令和3年の東京2020パラリンピック競技大会では、市内武蔵野の森総合スポーツプラザにおいて、車いすバスケットボール競技が開催されました。

調布市では大会を契機とした障害者スポーツの振興を図るため、会場周辺施設のバリアフリー化を進めたほか、障害の有無にかかわらず誰もが参加できる障害者スポーツ体験会や講演会などを日本車いすバスケットボール連盟等様々な主体と連携して実施しました。さらに、東京都との連携により、調布市の福祉分野・スポーツ分野の関係団体による協議体を設置し、「障害者スポーツの振興」を目的に、課題解決に向けた意見交換や取組を実施しています。

引き続き、障害者スポーツの振興による障害理解の促進に向けて、取り組んでいきます。

---

## 7 災害時を想定したバリアフリー化の促進

---

調布市では、災害への備えとして「調布市防災マップ」や「調布市洪水ハザードマップ」を作成しています。これらの情報は、視覚障害者を含め、全ての市民に周知・理解されることが重要であるため、それらマップの音声情報や点字情報を提供しています。

また、災害時には近隣住民との助け合いが重要であり、日頃の地域との交流により、避難の支援が必要な人の認知が大切です。

---

## 8 工事中のバリアフリー対応の促進

---

施設や道路等の整備にあたっては、工事中においても歩行者が安全・安心に通行・利用できることが求められます。

例えば、歩道の補修・改修工事の際、既存の視覚障害者誘導用ブロックを撤去する場合は、安全な経路に仮設の視覚障害者誘導用ブロックを敷設するなど、視覚障害者への配慮が必要です。

また、工事により迂回路が必要な場合は、十分な幅員を確保するとともに、誘導員による安全管理と適切な誘導が求められます。

調布市では、これらの工事中のバリアフリー対応について、工事業者等に働きかけていきます。

---

## 9 福祉施策等と連携したバリアフリー化の促進

---

調布市では、移動支援費支給事業を行っており、障害者の中でも、ひとりで外出できない人にガイドヘルパーを派遣し、利用者に同行し、道案内や移動の手助け、トイレでの介助、交通機関利用の手助けなどの外出の支援をしています。令和2年4月から一定の要件に該当する人は「通学」を目的として移動支援を利用することができるようになりました。

また、電車やバス等の利用が困難な人の日常生活の利便を図るため、在宅であり、かつ等級等の条件を満たす障害者に福祉タクシー券を交付しています。

これらの取組を引き続き推進していくとともに、高齢者、障害者等の移動手段の確保の更なる充実について検討します。

また、近年ではスマートフォンの普及により、アプリ開発等が進展し、情報提供手段が増えていく一方で、一部の高齢者、障害者等にとっては利用が困難であることも課題となっています。

調布市では、高齢者向けスマートフォン講習を実施しており、この取組を更に展開していくことにより、多様な利用者へ配慮するとともに、情報提供手段の充実について推進します。

また、交通管理者が設置する信号機について、音響式信号機や青延長用押しボタン付き信号機等の設置推進が図られていますが、一方で、近所の住民等からは、一日中、音声流れることへの不満感も出てきており、必要な時のみ音声等を発信できる機能が求められます。

最近の信号機では、歩行者が所有する小型発信機（シグナルエイド等）に感応して、自動的に音声発信や青時間の延長を行う機能を有するものが整備されています。

また、スマートフォンと連携して信号の色等が把握できる信号機の導入が進むことが見込まれており、これらの機能を最大限に生かすため、機器等の普及や使い方の周知等に係る取組を推進します。

※福祉タクシー券については、令和2年度に調布市福祉タクシー券のあり方検討委員会を設置し、対象者や交付方法の見直しを検討しています。

---

## 10 当事者参加によるバリアフリー化の促進

---

バリアフリー法や調布市福祉のまちづくり条例等において、歩道やエレベーター、トイレ、視覚障害者誘導用ブロックの整備に係る基準が設けられていますが、基準どおり整備されても実際には使いにくい施設があるなどの指摘が見られます。施設整備にあたっては実際に利用する高齢者、障害者等の当事者の意見反映が必要です。

調布市では、施設整備において、構想・計画作成段階に留まらず、設計・施工段階においても高齢者、障害者等の意見が反映できる仕組みづくりを検討します。

---

## 11 市民提案に基づくマスタープラン及び基本構想の策定

---

市民等は、バリアフリー法第24条の5又は第27条に基づき、マスタープラン及び基本構想の作成又は変更を、調布市に提案することができます。

提案があった場合については、「調布市バリアフリー推進協議会」で審議し、作成又は変更の必要性が高いと判断された場合については、マスタープラン及び基本構想の見直しを行います。

なお、市民提案を受けるにあたっては、移動等円滑化の促進に関する基本方針に基づき、地区の指定要件やマスタープラン及び基本構想の基本的な考え方との整合を図る必要性があることから、調布市との事前協議を行うことを前提とします。

